

えりも漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 2 月 29 日

協定認定日 令和 6 年 3 月 27 日

（目的）

第 1 条 本協定は、えりも漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第 2 条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（１）	えりも漁協地区地先海面	たこ	たこ漁業（函） たこ漁業（空釣り縄）
（２）	えりも漁協地区地先海面	まだら	たら固定式刺し網漁業
（３）	えりも漁協地区地先海面	かれい類、ひらめ	かれい固定式刺し網漁業
（４）	えりも漁協地区地先海面	つぶ類	つぶかご漁業
（５）	えりも漁協地区地先海面	なまこ類	なまこけた網漁業
（６）	えりも漁協地区地先海面	けがに	かにかご漁業
（７）	えりも漁協地区地先海面	ほっきがい	ほっきがいけた網漁業
（８）	えりも漁協地区地先海面	さけ・ます、くろまぐろ、 すけとうだら	さけ定置漁業（春）
（９）	えりも漁協地区地先海面	さけ、くろまぐろ	さけ定置漁業（秋）

（資源管理の目標）

第 3 条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

水産資源の種類	資源管理の方向性又は目標
たこ	・ 北海道資源管理方針別紙 3－18 みずだこ北海道海域に定める資源管理の方向性 ・ 北海道資源管理方針別紙 3－19 やなぎだこに定める資源管理の方向性

まだら	・北海道資源管理方針別紙３－２３ まだら北海道太平洋に定める資源管理の方向性
かれい類、ひらめ	・北海道資源管理方針別紙３－４ まがれい道南太平洋海域、別紙３－５ そうはち道南太平洋海域、別紙３－６ まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域、別紙３－７ ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域）に定める資源管理の方向性
つぶ類	・北海道資源管理方針別紙３－５５ つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等）に定める資源管理の方向性
なまこ類	・北海道資源管理方針別紙３－５０ なまこ類北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
けがに	・北海道資源管理方針別紙３－１２ けがに日高海域に定める資源管理の方向性
ほっきがい	・北海道資源管理方針別紙３－５３ うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
さけ	・北海道資源管理方針別紙３－１ さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性
ます	・北海道資源管理方針別紙３－２ さくらます（日本系）、別紙３－３ からふとます（日本系）に定める資源管理の方向性
くろまぐろ	・資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第１９８２号）別紙２－１ くろまぐろ（小型魚）、別紙２－２ くろまぐろ（大型魚）に定める資源管理の目標
すけとうだら	・資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第１９８２号）別紙２－８ すけとうだら太平洋系群に定める目標

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
（１）	【たこ漁業（函）（冬島地区）】 ・操業期間の１０％以上を休漁（漁獲努力量制限） 休漁期間 １２月２７日～翌年１月５日及び４月１４日～５月１０日 （操業期間 ４月１日～翌３月３１日） その他の取り組み ・３kg未満のみずだこの海中還元

	【たこ漁業（空釣り縄）（庶野地区）】 ・ 操業期間の 10%以上を休漁（漁具の設置を行わない期間を休漁とする）〈漁獲努力量制限〉 - 休漁期間 8 月 25 日～9 月 30 日 （操業期間 4 月 1 日～翌 3 月 31 日） その他の取り組み ・ 3 kg未満のみずだこの海中還元
(2)	【たら固定式刺し網漁業（えりも地区）】 ・ 操業期間の 10%以上を休漁〈漁獲努力量制限〉 - 休漁期間 3 月 1 日～3 月 31 日 （操業期間 9 月 1 日～翌 3 月 31 日）
(3)	【かれい固定式刺し網漁業（えりも地区）】 ・ 操業期間の 10%以上を休漁〈漁獲努力量制限〉 - 休漁期間 8 月 25 日～9 月 30 日 （操業期間 4 月 1 日～翌 3 月 31 日） その他の取り組み ・ 全長 35cm 未満のまつかわの海中還元 ・ えりも以西栽培漁業振興推進協議会と連携しまつかわの種苗放流を行う
(4)	【つぶかご漁業（えりも地区、庶野地区）】 ・ 操業期間の 10%以上を休漁〈漁獲努力量制限〉 - 休漁期間 12 月 26 日～翌年 1 月 31 日 （操業期間 4 月 1 日～翌 3 月 31 日） その他の取り組み ・ 150 g 未満のえぞぼらの海中還元
(5)	【なまこけた網漁業（えりも地区）】 ・ 操業期間の 10%以上を休漁〈漁獲努力量制限〉 - 休漁期間 1 月 1 日～1 月 31 日 （操業期間 4 月 1 日～7 月 10 日及び 9 月 21 日～翌 3 月 31 日） その他の取り組み ・ なまこ個体 100 g 未満の海中還元
(6)	【かにかご漁業（庶野地区）】 ・ 毎年、水産試験場の資源調査結果の下、日高振興局長が定めた許容漁獲量を日高西部海域けがに漁業協議会とえりも漁協において合意された意見に基づき、船別に配分しそれを遵守する。 ・ 漁獲量の合計が、許容漁獲量 95%を超えたときは、協定管理委員会の指示に従い、漁獲の積み上がりを抑制するため、かご数を半減する。 その他の取組み

	○日高東部海域毛がに資源対策協議会が別に定める自主的資源管理措置を遵守する。 （操業期間 12月5日～翌2月22日）
(7)	【ほっきがいけた網漁業（えりも地区）】 ・操業期間の10%以上を休漁〈漁獲努力量制限〉 休漁期間 9月1日～9月30日 （操業期間 4月1日～5月31日及び9月1日～翌3月31日） その他の取り組み ・殻長7.5cm未満のほっきがいの海中還元
(8)	【さけ定置漁業（春）（冬島地区、えりも地区）】 ≪さけ≫ ・7月29日から7月31日までの休漁〈漁獲努力量規制〉 ≪くろまぐろ≫ ・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 ・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条第2項の規定に基づき知事が行う公表・助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする 〈強度な資源管理〉 ≪すけとうだら≫ ・他地区との調整を踏まえ、協定管理委員会が別途定める本協定参加者の漁獲上限（以下、「配分量」という。）を遵守する。 なお、本協定参加者による漁獲量の合計が、配分量の90%を超えたときは、協定管理委員会の指示に従い、操業の自粛等の措置を講ずる その他の取り組み ・全長35cm未満のまつかわの海中還元 （操業期間 4月20日～7月31日）
(9)	【さけ定置漁業（秋）（冬島地区、えりも地区、庶野地区）】 ≪さけ≫ ・道が定めるふ化放流計画の放流尾数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、協定管理委員会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。〈漁具規制〉 ≪くろまぐろ≫ ・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。

	・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条第2項の規定に基づき知事が行う公表・助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。〈強度な資源管理〉 （操業期間 第15次 えりも以西海域） （陸網）9月1日～11月20日 （沖網）9月10日～11月20日 （操業期間 第15次 えりも以東海域） （陸網）8月30日～11月20日 （沖網）9月2日～11月20日
--	---

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組について漁業の種類ごとにそれぞれ次表に掲げた証拠書類を元に確認することとし、その他の取り組みについては当該取り組みを確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	【たこ漁業（函）（冬島地区）】 漁協伝票 【たこ漁業（空釣り縄）（庶野地区）】 漁協伝票
(2)	【たら固定式刺し網漁業（えりも地区、庶野地区）】 漁協伝票
(3)	【かれい固定式刺し網漁業（えりも地区）】 漁協伝票
(4)	【つぶかご漁業（えりも地区、庶野地区）】 漁協伝票
(5)	【なまこけた網漁業（えりも地区）】 漁協伝票
(6)	【かにかご漁業（庶野地区）】 漁協伝票、写真
(7)	【ほっきがいけた網漁業（えりも地区）】 漁協伝票
(8)	【さけ定置漁業（春）（冬島地区、えりも地区）】 《さけ》

	漁協伝票 《くろまぐろ》 漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、 放流の動画又は写真 《すけとうだら》 漁業法第 30 条に基づく T A C 報告、協定履行確認書、T A C 報告確認書
(9)	【さけ定置漁業（秋）（冬島地区、えりも地区、庶野地区）】 《さけ》 捕獲、採卵実績が分かる資料及び証明書 親魚確保のための措置の実施が確認できる資料 《くろまぐろ》 漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、 放流の動画又は写真

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第 6 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理基本方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第 8 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本拠打ち及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対

する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第9条 えりも漁協協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、えりも漁協協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、えりも漁協協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者はえりも漁協協定管理委員会に対して脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、えりも漁協協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年2月29日から令和11年2月28日まで）とする。

（議決権及び決議）

第11条 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領等の制定、変更及び廃止等の本協定の決議は、えりも漁協協定管理委員会の決議によるものとし、えりも漁協協定管理委員会の委員（以下、「協定管理委員」という。）の3分の2の同意をもって行うものとする。

（協定管理委員会の設置）

第12条 本協定を円滑に実施するため、えりも漁協協定管理委員会を設置する。

- 2 協定管理委員は、17名以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。

- 3 協定管理委員会の事務局は、えりも漁業協同組合に設置するものとする。

（えりも漁協協定管理委員会の機能及び経費負担）

第13条 えりも漁協協定管理委員会、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標達成のための具体的な取り組みの履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱

退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続きを経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続きにおいてえりも漁協協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 えりも漁協協定管理委員会は本協定の手続きを経た事項については、すべての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 えりも漁協協定管理委員会は第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

4 協定にかかる事務手続き及び報告については、えりも漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）

第 14 条 本協定に定めない事項については、えりも漁協協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 2 月 29 日から施行する。

（本協定の参加者）

別紙のとおり